

～航空局からのお知らせ～

★バードストライクの防止に向けて～空港安全室より～

航空局空港安全室です。

航空機への鳥衝突(バードストライク)に対して、我が国においてどのような対策等を行っているのか、また操縦士の皆様へご協力いただきたい・ご承知いただきたい内容について紹介させていただきます。

【我が国の取組】

《鳥衝突防止対策検討会》

全国の空港におけるバードストライクの状況・傾向等の分析やこれをもとにした対策等を検討するため、鳥の生態研究分野の有識者の方々をはじめ、運航者や空港管理者等の委員からなる「鳥衝突防止対策検討会」が平成 14 年より航空局に設置されています。同検討会は毎年 1 回開催されており、各委員からの多面的な専門知見による分析や提言を踏まえた結果等を国土交通省ホームページに公表しています。

※第 21 回鳥衝突防止対策検討会（令和 5 年 3 月 7 日開催）の議事概要について

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr2\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr2_000058.html)

《空港における鳥衝突防止連絡協議会》

各空港では、『鳥衝突防止連絡協議会』を設置し各種対策等に取り組んでおり、鳥衝突防止対策検討会へのデータ提供等の協力を行うとともに、自空港における鳥衝突状況を運航者や空港内関係者と共有することで、各空港における対策の効果の向上を図っております。

【鳥衝突防止対策】

バードストライク防止を図る対策は、①環境対策（空港に鳥を寄せ付けない対策）と②防除対策（空港に飛来した鳥を追い払う対策）の 2 種類があります。これら対策は鳥の種類によって異なり、また空港の地域特性や周辺環境、季節や気候等にも左右されることから、継続的な観察と記録によりその特徴を十分に理解することが必要です。空港やその周辺に生息する鳥種を特定し、えさ場や休息地と空港の位置関係から鳥の飛行ルートを把握することも大切です。

①《環境対策》

環境対策の代表的なものとして、草地管理や水場管理があります。例えば、草の長さが長い場合には、ヒバリやツバメなどが営巣しやすくなる原因になり、逆に短い場合にはネズミ類を見つけやすくなることからタカやトビのような猛禽類を誘引する原因になることがあります。このため、草を刈る際にも空港周辺に生息する鳥の種類などを考慮し、草の丈を管理することが必要になります。

また、空港やその周辺で大規模な工事や開発があると鳥の生息環境が大きく変化することもあり、この点についても十分な注意を払う必要があります。

②《防除対策》

防除対策の代表的なものとして、「バードパトロール方式」があります。これは鳥防除要員が空港内を車両で巡回しながら、出現する鳥の種類や天候等に応じ、銃器（実包／空砲）の他、大きな音で驚かすシェルクラッカーや煙火、鳥が恐怖を覚える鳴き声などを模したディストレスコール等の防除機器を組み

合わせて鳥を追い払う方式です。この方式は、鳥防除要員の“姿”そのものも鳥に対して威嚇効果があるとされており、最も鳥が慣れにくい方法として海外においても広く採用されています。一方で、鳥を追い払う際には鳥が逃げていく方向が航空機の運航に悪影響を及ぼさないよう、場所やタイミングを計ることも必要であり、鳥防除要員は、当該空港の特徴や運用、航空機の運航等の事情に広く精通していることが求められます。

#### 【鳥衝突報告と鳥種特定調査】

バードストライク対策を検討するためには、それぞれの空港において、航空機の衝突頻度が高い鳥を特定しその鳥の生態に応じた防除計画を策定することや、空港及びその周辺にどのような鳥が生息し航空機に衝突しているのかといった基礎的なデータを収集することが非常に重要です。

##### 《鳥衝突情報共有サイト》

航空局ではバードストライクの発生状況や各空港の対策などの情報をいつでも共有し活用できるように『鳥衝突情報共有サイト (<https://bird.cab.mlit.go.jp>)』を平成23年7月から運用しています。定期航空運送事業者に限らず航空機を運航する皆様からの報告は非常に重要なデータであり、航空情報サーキュラー（AIC）010/22においてバードストライクが発生した場合に航空局へ報告するよう要請しております。これらの報告に基づき蓄積されたデータは、バードストライクの分析や各種対策の検討において大変貴重なものとなっておりますので、今後のバードストライク対策を更に有効なものとするため、引き続き“積極的な報告”にご協力をお願いいたします。

##### 《DNA鑑定等による鳥種特定調査》

バードストライクに遭遇したパイロットが鳥の種類を一瞬で判別することは非常に困難であり、また、滑走路等で発見された衝突鳥類の残留物では、外見上から種類を特定できない程損傷していることもあることから、バードストライクが発生しても衝突した鳥種が不明となることが非常に多いことが課題となっております。このため、航空局においては平成22年から航空機に衝突した鳥の残留物から、大きさ・羽色等の形態による“形態同定”及びDNA鑑定による“DNA同定”調査を行うことで鳥の種類を特定する取り組みを導入しております。これら調査には機体に付着した検体（羽、骨、血液等）採取が必要となることもあり、操縦士の皆様におかれましては、空港管理者から検体採取の協力を求められた場合には、積極的なご協力をお願いいたします。

航空局では、鳥衝突情報共有サイト等を通じて全国の各空港管理者に対し、掲載されている優良事例の活用を促す等、鳥衝突防止に一層取り組んでまいります。

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局安全部安全政策課空港安全室（電話 03-5253-8111 内線 49556）までお問い合わせください。

---

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : [hqt-kogataki@mlit.go.jp](mailto:hqt-kogataki@mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8111 （内線 50135・50136）

小型機安全担当

～Twitter もやっています～

[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

---